

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出し要綱

高島市消防本部

（目的）

第１条 この要綱は、高島市消防本部（以下「消防本部」という。）の管内で開催される各種行事を主催する団体に、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）を貸出しすることによって、参加者が心停止状態に陥った際の救命活動に備えるとともに、ＡＥＤの普及啓発を行うことを目的とする。

（貸出し機器）

第２条 貸出し機器は、消防本部警防課（以下「警防課」という。）で管理する貸出し用のＡＥＤとする。

（貸出し対象行事）

第３条 ＡＥＤの貸出しの対象となる行事は、次に掲げる行事であって営利を目的としないもの（以下「イベント等」という。）とする。

- ア 市内において開催されるスポーツ競技、講習会その他のイベント
- イ 市内の団体が主催する行事等
- ウ その他消防長が認めるもの

（貸出し対象者）

第４条 ＡＥＤの貸出し対象者は、イベント等を主催する団体の代表者（以下「主催者」という。）とする。

（貸出し期間）

第５条 ＡＥＤの貸出し期間は、イベント等の開催期間に前後１日を加えた期間内とする。

（経費）

第６条 ＡＥＤの貸出しは無償とする。

- ２ 貸出し期間中におけるＡＥＤの運搬、維持管理等に要する経費は、貸出しを受けた主催者が負担するものとする。

（貸出し手続き）

第７条 主催者は、イベント等の７日前までにＡＥＤ貸出し申請書（様式第１号）を警防課に提出し申込みを行うこと。

- ２ 貸出し期間が重複する２以上の申請があった場合においては、申請書の到達した順により決定するものとする。

３ 主催者は、貸出しを受ける日に受付印が押印されたＡＥＤ貸出し申請書（様式第１号）を持参し、ＡＥＤの取扱い及び留意事項について説明を受けた後ＡＥＤを受領する。

（貸出し中の管理等）

第８条 主催者は、ＡＥＤを常に良好な状態で管理し、及び使用しなければならない。

- ２ 主催者は、イベント等の開催中、その会場に医療従事者又はＡＥＤの使用に関する講習を修了した者を配置するように努めるものとする。
- ３ 主催者は、ＡＥＤを目的外に使用してはならない。
- ４ 主催者は、ＡＥＤを転貸し、又は譲渡してはならない。

- 5 主催者の故意、過失により、故障、破損又は紛失があった場合には、当該主催者の負担においてこれを補償し、又は修理しなければならない。

(返却手続き)

第9条 主催者はイベント等終了後、返却予定日までに警防課へ持参し、AED返却確認書(様式第2号)により点検・確認を受けた後返却すること。

- 2 AEDを使用した場合は、AED使用報告書(様式第3号)を提出すること。

- 3 AEDの故障、破損又は紛失があった場合は、AED破損等報告書(様式第4号)を提出すること。

(返還)

第10条 消防長が特に必要と認めるときは、貸出し期間中であってもAEDを返還させることができるものとする。

付 則

この要綱は、平成24年7月20日から施行する。

令和7年5月28日 改正